

インドネシア2014年人権報告書

概要

インドネシアは多数政党からなる民主主義国である。2014年、有権者はジョコ・ウィドド（一般にはジョコウィとして知られる）を大統領として選出した。国内外の監視員は、2014年の議会選挙および大統領選挙を自由で公平なものと判断した。当局は、全般的に治安部隊に対して実質的な支配を維持した。

政府は、治安部隊による不当な殺害、拷問および虐待の申立てに対して透明性のある公開調査を行わなかった。政府は反逆罪、不敬罪、名誉毀損及び社会的規範を適用し、表現の自由並びに平和的独立の提唱者宗教的弱者や社会的弱者その他の者による集会の自由を制限した。逮捕や有罪判決が注目を浴びたにもかかわらず、政府、司法組織、および治安部隊における広範囲にわたる汚職はなおも問題となっていた。

警察の不作為、宗教的弱者及び社会的弱者への保護の不足、受刑者及び被勾留者に対する虐待、過酷な刑務所環境、人身売買、子どもの労働、さらに労働基準や労働者の権利が遵守されていないことは、引き続き問題であった。

時に政府は権力を濫用した公務員を罰したが、裁判所の判決は、他の類の犯罪の場合とは異なり、違法行為の重大さに相応のものでないことが多かった。

パプア州の分離独立派ゲリラは複数回の攻撃の中で治安部隊隊員を殺害したり、他の人々を負傷させたりした。

第1部 個人の人格の尊重（以下の状況からの自由）

a. 恣意的または違法な人命のはく奪

今年の人権団体の報告とメディアの報道によれば、軍及び警察職員がともに不当な殺人を犯した疑いがもたれている事例があった。国家人権委員会（Komnas HAM）は、国の対テロ部隊デタッチメント88を含め、警察が過度の武力を用いていたために、逮捕及び作戦の間に死者を出しているという申立てについて調査を行った。これらの事件及び他の職権濫用のケースにおいて、警察とインドネシア国軍（TNI）は、内部調査の結果を一般公表しないことが多く、あるいはそのような調査が行われたこと自体を公表しないこともあった。特に警察や軍関係者の発表が目撃者の証言と食い違う場合など、事実確認は依然として困難だった。

今年もパプア州および西パプア州に影響する暴動が続いており、その多くがパプア分離独立運動に関連したものだった。たとえば7月28日、西パプア国家解放軍（TPNPB）Lanny Jaya派は、Enden Wanimboの指令で、地域安全指導プログラムのためにLanny Jaya県からMaki村へ移動中の

警察官8名を襲撃した。警官2名、Zulkifli 二等軍曹とPrayoga Ginuni二等軍曹が現場で弾丸による負傷で死亡し、さらに6人の警官が負傷した。それに応じて、軍と警察はその地域の合同一掃作戦を立ち上げた。報道によれば、軍と警察は作戦の中でワメナにある建物のいくつかを焼き払った。8月1日、インドネシア国軍は、一人の兵士がPirime地区で起きた衝突の中で、Wanimboのグループのメンバーを5人殺害したと発表した。

調査の透明性が低いため、過去に起きた治安部隊が関わった多くの事件では、引き続き、説明責任が果たされないままだった。これには、2013年にソロンで起きた祈祷会と旗の掲揚の儀式で独立支持グループのメンバー2名が殺害された件、2012年にMako Tabuni及びTejoli Weyaが殺害された件、2011年の第3回パプア住民会議の強制解散の際に3名が殺害された件が含まれる。

9月7日、人権活動家ムニール・サイード・タリブ殺害から10年目を迎えた。11月28日、この殺人のために服役していたポリカルプス・ブディハリ・プリヤントは刑期の3分の2で仮釈放された。この仮釈放は、2004年の最初の有罪判決にさかのぼるプリヤントに対する一連の有罪判決、無罪判決、刑期の変更の中でも最新のものだった。人権団体は引き続きムニールの殺害には国家情報庁が関与していると主張したが、調査はなおも行われなかった。

民間企業の代理人による殺害についての報告があり、それによれば、時に政府部隊が共謀していた。例えば、3月5日、インドネシア国軍の軍人6名がTitus Simanjuntakをジャンビ州の自宅から拉致し、アジアティック・ペルサダ社の施設のある警備の詰め所に連行した。非政府組織（NGO）の主張によれば、Titusが拉致されたのは、地元の先住民のグループSuku Anak Dalamと、複合企業アジアティック・ペルサダ社との間の長年の土地を巡る争いに関与していたためだった。Titusの弁護士によれば、インドネシア国軍の軍人は施設に向かう間及び施設に到着してからTitusを殴り、拷問を行った。その日の午後、少なくとも20名の仲間の農民が施設に行き、Titusの解放を要求した。インドネシア国軍の軍人及び民間警備員が6名の農民を殴り、うち1名Pujiを殺害、Khoris Kuris、Adi、Ismail、Yanto及びDadangの5名を負傷させた。7月、パレンバン軍事裁判所は関与した6名のインドネシア国軍軍人、Ahmad Sufi Supradi、Yoyon Setiono、Febri Arga、Uut Usio Budi Utomo、Marsudiyono及びKaleb Dunanに対して有罪判決を言い渡した。ジャンビ州警察はアジアティック・ペルサダ社の民間警備員5名を逮捕し、傷害致死罪で起訴した。

b. 失跡

報告によれば、今年、治安部隊による拉致が複数あった。政府及び市民社会組織の報告によれば、前年までに失踪した人々の消息や失踪の責任を負う人々の起訴についてはほとんど進展がなかった。

Perlis Langkatに住むDede Khairudinは、Liliwangsa地区軍事司令部とPangkalan Brandan海兵隊駐屯地から来た軍人によって車に乗せられた後、行方不明になっていると報告された。2013年11月

28日午前2時、男性8名（うち2名はライフル銃で武装）がKhairudinの自宅に立ち入り、Pangkalan Brandan海兵隊駐屯地の海兵隊員Zulkifliを刃物で刺した被疑者Fendi Tatoを捜索した。8名の男性はFendi Tatoの居場所についてKhairudinを尋問し、Fendiが潜伏していると思われる場所まで案内するよう強制した。Khairudinはそこで拘束され、それ以降消息が途絶えていた。3月、Khairudinの妻及び家族がNGO「行方不明者と暴力犠牲者のための委員会（KontraS）」に拉致を報告し、KontraSは憲兵に対して正式な報告を行った。憲兵は、Fendi Tatoの発見に失敗した後、Khairudinを市場に放置したと証言したMardiansyah尾及び7名の軍関係者を逮捕した。軍検察は8名を本人の意思に反して自由を剥奪した罪で起訴した。

2009年、国民議会（DPR）は、1998年の民主化活動家の拉致についての調査を続け、起訴できるよう特別法廷を組織することを承認した。国家人権委員会(Komnas HAM)は公判で用いるための報告と証拠を2回提出したが、6月に検察庁（AGO）は証拠不十分として、Komnas HAMに2回とも事件を差し戻した。

c. 拷問及び他の残酷な、非人道的な、又は品位を傷つけるような取扱い又は刑罰

憲法は、あらゆる者が拷問及び他の残酷な、非人道的な、又は品位を傷つけるような取扱い又は刑罰を免れる権利があると記している。法律では、公務員が自白を引き出すために暴力を使用することは犯罪とされており、最長4年の実刑で罰せられるとしている。ただし、刑法は拷問を特に犯罪であるとはしていない。何年も前から、法執行機関の職員は拷問の申立てを広く無視しており、この法令の下で裁判にかけられることはめったになかった。最近では、政府は拷問行為で訴えられた治安部隊隊員の責任を問う努力をしていたが、これらの努力も説明責任を全うしたといえるものではなかった。

現地のNGOの報告によれば、警察の勾留施設では、引き続き拷問が頻繁に行われていた。警察官が被勾留者を長期間ダクトテープで目隠しし、拳で殴ったり、木の棒やケーブル、鉄棒、消防用ホースで殴ったりしたという報告があった。数人の被勾留者の報告によれば、警察官は被勾留者に電気ショックを与え、火傷を負わせ、生殖器及びその他の繊細な箇所に香辛料の入った軟膏を塗布していた。KontraSの報告によれば、2013年7月から2014年7月の間で、108件の拷問の報告を受けており、被害者は計283名、うち20名は拷問を受けた負傷のために死亡した。これらの拷問事件は、犯罪捜査課として知られる一般犯罪課（Reskrim）の調査が関与する場合に、特に数多く見られた。犯罪捜査課は警察全体の10パーセントを占めるにすぎないが、Komnas HAMに寄せられる年間およそ1,500件の警察の職権濫用に対する苦情の95パーセントに犯罪捜査課が関与していた。

4月24日、ジャカルタ警察犯罪捜査課の「十代の若者、子ども、及び女性の小理事会（RENAKTA）」の職員は、ジャカルタ・インターナショナル・スクールの生徒からの虐待を受けたという訴えに関連して、当該学校の契約用務員5名、Syarial、Agun Iskandar、Virgiawan Amin、Zainal Abidin

及びAzwarを逮捕した。生徒は3月に学校のトイレで強姦されたと述べ、警察は被疑者を拘束した。勤務記録によると、その時間、被疑者がトイレで清掃義務を行っていたためであった。RENAKTA職員は被疑者を医療施設に送り、そこで自白を引き出すため数時間にわたり拷問したといわれる。報告では、警察官が被疑者の目をダクトテープで覆い、拳と金属の椅子で殴り、消防用ホースでむち打ち、香辛料の入った軟膏を生殖器に塗り、タバコで火傷を負わせ、電気ショックを与えたことが指摘されていた。被疑者のAzwarは尋問中に死亡した。警察官の主張によれば、被疑者は拘束するため用具庫に入れられた後に床用洗剤を飲み自殺した。残り4名の被疑者は後に自白を撤回した。さらに用務員1名と学校教師2名が後に事件への関与のために逮捕された。勾留された被疑者の公判は8月に始まった。

アチェ州当局は、賭博を行った場合と婚外で異性に接近した場合はシャリア（イスラム法）違反のために公開のむち打ち刑を行った。

刑務所及び収容施設の状況

国内428カ所の刑務所及び拘置所の状況は時に過酷で、命にかかわるほど酷かった。刑務所の過密状態がたびこっていたために起きたCebongan刑務所での違法な殺害及びTanjung Gusta刑務所での暴動を受け、2013年、刑務所状況はより厳しく調査された。

物理的な状況: 8月の法務人権省のデータによれば、刑務所及び拘置所が10万9231名を収容するよう設計されているのに対し、16万1,692名の受刑者及び被勾留者がいることとなっている。ジャカルタ市の刑務所及び拘置所では、収容店員の269パーセントで運営されていた。例えば、政府によると、ジャカルタ市のCipinang刑務所の収容数は880名であるが、2,929名が収容されていた。

政府のデータによれば、被収容者の約5.1パーセントが女性で、3.2パーセントが未成年者であった。矯正総局によれば、8月に有罪判決を受けた未成年の受刑者は3,245名で、公判前の未成年の被勾留者は1,909名だった。

法律により、重大な犯罪を犯した子どもは少年刑務所で服役することが定められている。法律により、刑務所では公判で有罪判決を受けた人を収容し、拘置所では公判を待っている人が収容されることが定められているが、当局は時に公判前の被勾留者を、有罪判決を受けた受刑者と一緒に収容することがあった。

当局は、全般的に、女性受刑者を別の施設に収容した。男性と女性の受刑者を収容している刑務所では、女性受刑者は男性受刑者とは別の監房棟に収容された。NGOの監視員らによれば、女性用刑務所の状況は男性用の刑務所に比べ、暴力が少なく、環境はより衛生的で、はるかに良い傾向にあった。しかし、男女共に収容する刑務所では男性監房棟に運動施設や図書館施設

があるのに対し、女性監房棟では同様のアメニティ施設を常にご利用できるわけではなかった。予算が不十分なために刑務所を拡張したり改善したりすることができていなかった。

政府の出した数字によれば、1月1日から6月30日の間で259名の受刑者が拘留中に死亡した。そのうち204名は病状の悪化が原因で死亡し、5名は自殺、50名は「他の原因」により死亡した。

NGOの指摘によれば、当局は受刑者に対して適切な医療を提供しないことがあった。人権活動家らは、当局が受刑者の犯した罪のために医療の提供を拒むことはなく、むしろ利用できる資金不足のために医療が提供されていなかったと述べた。

国際NGO及び現地NGOの報告によれば、受刑者がきれいな飲料水を簡単に入手できていないケースがいくつかあった。

看守は、マットレスなどのアメニティと交換に、しきりに受刑者から金銭を巻き上げており、裕福な受刑者が金を払って特権を得るのを認めていた。刑務所内での違法な薬物の使用と製造は、深刻な問題であった。広範囲にわたって、政府が受刑者に対し十分な食料を提供しておらず、受刑者の食事を補うためにその家族が食べ物を届けることが多いという報告があった。家族の報告によれば、刑務所職員は、受刑者に家族が面会するのを認める代わりに賄賂を求めることが多かった。

管理: 記録の管理は適切だと考えられた。刑事手続上の規定は、非暴力犯に対する投獄以外の代替刑を取り入れていない。当局は、受刑者及び被勾留者に宗教的儀式と適度な面会を認めていたが、報告によれば、いくつかのケースでは面会できる頻度が制限されていた。政府は、刑務所及び拘置所の状況を積極的に監督していた。

当局は、受刑者及び被勾留者が検閲を受けることなく司法当局に苦情を提出し、非人道的状況について信頼できる申立てがあれば調査を要求することを認めていた。

国の行政監察官は、受刑者及び被勾留者の代理として様々な問題について主張することができる。具体的には、刑務所状況や受刑者の処遇を監督したり、未成年の犯罪者の監禁状況や環境に取り組んだり、公判前の勾留、保釈、記録の管理手続を改善して、受刑者の刑期が訴えられた犯罪に対する最長の受刑期間を越えていないか確認したりする。過去に、行政監察官が刑務所問題を調査し、調査結果を法務人権大臣及び最高裁判所に伝えていた。行政監察事務所と矯正施設総局は、「被拘禁者と受刑者の公共サービスの管理についての覚書」に調印した。

独立性を保った監督: 2009年、政府は赤十字国際委員会（ICRC）が国中の刑務所状況及び受刑者の処遇を監督する権利を無効にした。これにより、ICRCが受刑者に面会し直接話をするともできなくなった。現在、政府はICRCがある程度は状況を監視することを認めているが、なお受刑者と内密に面談することを禁止している。国内のいくつかのNGOは受刑者との面談を

認められているが、警察、最高検察庁長官、裁判所、内務省、および他の機関から承認を得る手続を通して許可を求めなければならない、受刑者と直接面談するための許可が得られることは稀である。

d. 恣意的逮捕または留置・勾留

法律により恣意的逮捕や留置・勾留は禁止されているが、これを適切に実施するための仕組みが整っていない。いくつかの当局はこれらの規定を違反していた。

警察及び治安維持機構の役割

国家警察長官は大統領が任命し、国民議会によって承認を受ける。警察長官は大統領に対して報告を行うが、内閣の一員ではない。警察には34州、31の管轄地域においておよそ42万人の警察官が配備されている。警察は中央集権化された階級制度を維持しており、地元警察部隊は正式に全国本部に報告を行う。軍は対外的な防衛を担っている。しかし軍内部の地域部隊はそれぞれ管轄地域内における国内の脅威を阻止し、打開する役目も委ねられている。これらの国内での役割には、国内の治安維持や断続的に起きる地域の衝突の解決といった警察の支援も含まれることがある。2013年1月、大統領の指令が出され、それに続き、地域の衝突を解決する際の軍の役割について詳細に練った警察とインドネシア国軍の間の覚書が出された。

軍人の犯した犯罪の捜査はインドネシア国軍によって任命された捜査チームが担当する。警察による犯罪の捜査はインドネシア国家警察（INP）の倫理部門が担当する。警察とインドネシア国軍は、内部調査の結果をめったに一般公表せず、あるいはそのような調査が行われること自体を公表しなかった。全般的に評判の良い国家人権委員会（Komnas HAM）もまた人権侵害の疑いがある場合は調査を行った。しかし、治安部隊は委員会に十分には協力的でないことが多かった。

アチェ州では、州の独立機関であるシャリア警察がシャリア実施の責任を担っている。

インドネシア国家警察内の国家警察委員会と内政問題部門が、一般市民からの警察官個人に対する苦情を捜査した。さらに、Komnas HAMとNGOにより、警察の知識と協力を得て外部からの調査が行われた。2013年には、警官4135名が規則違反の通知を受けた。

宗教的マイノリティーに対する厳格派の集団による攻撃に対し、警察が何も行っていないという報告があった。例えば6月1日、イスラム・ジハード戦線（FJI）の集団がジョグジャカルタ近郊でインドネシアペンテコステ派教会を攻撃した。警察は、事前に攻撃の可能性を示す警告を受けており、教会に集まった人に礼拝を短時間で済ませ、教会から避難するよう指示していた。ただし、報道によれば、暴徒が到着したとき警察は待機しており、暴徒は教会に入って窓を叩き割り、入り口に損害を与えた。10月の時点で、警察はこの攻撃のため1人を起訴していた。

免責と汚職はなおも問題になっていた。

逮捕手続きと被拘禁者の処遇

法律は、受刑者が家族に対して速やかに通知する権利を規定しており、さらに逮捕の際に令状を出さなければならないと明確に規定している。ただし、例えば被疑者が現行犯で捕らえられた場合などは、例外が認められている。法律は、捜査官が令状を発行することを認めているが、時に、当局は令状なしで逮捕を行った。被告人は、公判前の審問で自身の逮捕の合法性に異議を唱えることが認められており、不当に拘束されていた場合は賠償を求めて訴えることが認められている。しかし、被告人が公判前の審問で勝つことは稀で、告訴されずに釈放された後も賠償金を受け取ることはほとんどなかった。軍事裁判所及び民間法廷が、不適切な逮捕や拘束を理由にした控訴を受け付けることはめったになかった。被疑者には、保釈の権利及び自分がかけられている嫌疑を知らされる権利がある。法律により、捜査のあらゆる段階で、被疑者あるいは被告人は自身で選んだ弁護士を呼ぶ権利が認められている。裁判所職員は、死刑あるいは15年以上の実刑が科されるような犯罪で起訴された者、あるいは5年以上の実刑が科されるような罪に問われている困窮した被告人に対して、無料で弁護士を提供する。

恣意的逮捕： 警察による恣意的逮捕の報告があった。5月16日、ソロの住民Tukimin（苗字なし）は、テロ活動へ関与したとしてデタッチメント88の隊員によって拘束された。Tukiminの主張によれば、彼は警察によって車に乗せられ、目隠しをされ、さらに4時間にわたる尋問を受けた。また警察官によって殴られ、内腿の部分をレンチでつねられたと報告した。警察官は彼に対して、ポソでの警察官の殺害への関与、並びにテロ指導者Santosos及びTeguhとの関係についての自白を強要したと報告されている。尋問後、警察はTukiminを起訴せずに釈放した。

警察が、パプア州で平和的なデモに参加したり、選挙のボイコットを訴える資料を配布したりしていた個人を一時的に拘束していたという複数の報告があった。

起訴前の勾留： 法律により、起訴前の勾留期間は制限されている。警察は、最初に20日間の勾留を認められている。これは、捜査を完了させる間、検察官により60日まで延長することができる。検察官は、起訴段階であれば、被疑者をさらに30日間勾留することが認められており、さらに20日間の延長を裁判所から認めてもらうこともできる。地方裁判所及び高等裁判所は、公判中及び控訴中、90日間まで被告人の勾留が認められている。これに対して、最高裁判所は控訴を審議する間、110日間まで被告人の勾留が認められている。加えて、被告人が9年以上の実刑判決を受ける可能性がある場合、あるいは個人が精神障害を抱えている場合は、いずれのレベルの裁判所もさらに60日間まで勾留期間を延長することが認められている。当局は、全般的にこれらの制限を尊重した。反テロ法は、捜査官が、適切な暫定的証拠に基づき、テロを行ったか、テロ行為を企てているという強い疑いが持たれている者であれば、誰でも4ヶ月まで勾留することを認めている。ただしその後、起訴が必要である。

恩赦: これまでのところ、政府はほとんどの模範囚に対して、褒賞として数日間から6ヶ月までの減刑を与えていた。2013年、政府は2012年の政府による減刑の改正規則の実施を発令した。新規則において、2012年11月以降、収賄、テロ及び不正薬物に関連する犯罪を犯した者については、減刑を与える条件がより厳しくなっている。8月17日、人権活動家ムニール・サイード・タリブ殺害のために服役していたポリカルプス・ブディハリ・プリヤントは、8ヶ月の減刑を言い渡された。

e. 公正な公開裁判の拒否

法律により独立した司法制度が定められているが、司法制度は今なお財界、政治家及び治安部隊といった外部からの影響を受けやすいままだった。過去には、低い給料及び監督の甘さが賄賂の容認を助長しており、政府当局や他の集団によって、裁判官及び判決に圧力がかけられているようだった。しかし、2012年の規則によって、裁判官の給料を300パーセント引き上げることが認められた。給料引上げは2013年に実施された。

地方当局は、時に裁判所の命令を遵守しないことがあった。権力の分散は、これらの命令の実施をさらに困難にしていた。例えばボゴール市の地元当局は、GKIのヤスミン教会の建築許可に関する2010年の最高裁判所の判断を引き続き無視した。4月、ボゴールの新市長Bima Arya Sugiartoはこの問題を解決し、宗教的厳格派に立ち向かうことを約束した。しかし、年末の時点では教会の信者が建設を再開することは認められていなかった。

今年、軍事裁判所は多くの下級兵士及び数人の中級兵士を違反行為のために裁判にかけた。特に、民間人を巻き込んだ違反行為や、兵士が非番のときに起きた違反行為が裁かれた。兵士が犯罪の嫌疑をかけられた場合、憲兵が捜査を行い、その捜査結果を受けた軍検察が訴訟を行うか否かを判断した。法律の下では、軍検察は最高裁判所に対して説明責任がある。しかし、インドネシア軍に対して法律を適用するのは軍検察である。

3名の軍事裁判官からなる合議体が審理を行い、高等軍事裁判所、地方軍事裁判所、最高裁判所が上告を審理した。市民社会組織及びその他の監視団は、軍事裁判所で下される実刑判決の刑期の短さを批判した。

スラバヤ、マカッサル、ジャカルタ、メダンにある4つの地方裁判所は、Komnas HAMの助言に従い計画的な重大な人権侵害を裁く権限を与えられている。法律は、各裁判所に3名のノンキャリアの裁判官を含む5名の裁判官を置くことを定めている。この裁判官は5年の任期で任命される。判決に対しては常設の控訴裁判所及び最高裁判所に控訴することができる。法律では、国際的に認められた大量虐殺、人道に対する罪、及び指揮官責任の定義を認めている。しかし、その中では戦争犯罪は重大な人権侵害として認められておらず、部下による犯罪に対して指揮

官を起訴することが必要ともされていない。今年は、4つのどの地方裁判所でもまったく審理や裁定が行われなかった。

アチェ州のシャリア裁判所制度の下では、19の宗教地方裁判所と1つの控訴裁判所が審理を行った。シャリア裁判所はイスラム教徒が関わる訴訟のみが審理され、刑法ではなくむしろ地元政府によって作られた法令が用いられた。評論家らは、シャリア実施のための規則は手続が不明瞭であり、矛盾した法の適用の原因となっていると主張した。例えば、被告人は法的援助を得る権利があるが、この権利は常に行使できるわけではなかった。

2013年12月、アチェ州議会は、非イスラム教徒がイスラム教徒とともにシャリア法に違反した場合、非イスラム教徒をシャリア法に基づいて処罰し、非シャリア法は適用しないという手続きを行えるような法律を通過させた。10月、アチェ州議会は刑法の改正案を通過させた。これにより、シャリア法では違法であるが国の法律では違法ではないような違反行為に対しても、違反者の宗教に関わらず、あらゆるケースでシャリアの刑罰が適用される模様である。新刑法の下では、同性愛、賭博、飲酒、及び婚外での異性への接近といった違反行為はむち打ち刑、罰金刑、又は禁錮若しくは懲役刑で罰せられることになっている。10月の時点で、アチェ州政府は新刑法の施行に調印しておらず、内務省はこの法律を無効にするのに60日間の時間がかかった。

審理手続

憲法により、公平な公判の権利が規定されており、司法部は、全般的にこの権利を実行に移した。法律により、被告人は有罪が証明されるまで無罪であると推定される。被告人はすみやかに嫌疑の詳細について知らされる。さらに、証人と対面し、自らの弁護のために証人を呼ぶ権利がある。証人を裁判所に連れてくるのに距離が離れすぎている場合や、費用がかかりすぎる場合は例外が認められている。このような場合、宣誓供述書が用いられることがある。いくつかのケースでは、裁判所は強制された自白を認め、被告人の証拠の提示を制限していた。被告人には自己負罪を避ける権利がある。国内825カ所の裁判所のそれぞれで裁判官の合議体が審理を行う。審理では、質問をし、証拠調べを行い、有罪か無罪かを判断し、刑罰が科される。被告人と検察双方が控訴する権利を持つ。被告人は、審理を行う合議体の議長を務める裁判官に申請を行うことで、検察の証拠を利用できる場合がある。

法律は、被告人が逮捕時及び審問のいかなる段階でも法定代理人を呼ぶ権利を与えている。また法律により、死刑又は15年以上の実刑判決を伴う訴訟における被告人は、弁護士を立てることが必要とされている。5年以上の実刑判決が下る可能性がある場合、貧しい被告人が弁護士を要求しているのであれば、法律により、法定代理人を任命する必要があるとされている。理論的には貧しい被告人は民間の法的支援を得られることになっており、NGOの弁護士会が貧しい被告人に対して無料で法廷代理人を提供した。例えば、ジャカルタ・リーガル・エイドは2013

年、1001件の訴訟に対応した。法律はこれらの権利をすべての国民に適用している。自白の強制に対するケースなど、手続上の保護が不十分で公正な公判が保証されていないことがあった。パプア州では、被告人が自由に法定代理人を選ぶことができず、弁護に備えるための適切な時間とサービスを当局から与えられなかったという報告があった。さらに、テロ関連の事件の被疑者が、法定代理人を自由に選ぶことができなかったという報告もあった。アチェ州のシャリア裁判所の訴訟及びいくつかの軍事裁判の著しい例外はあるが、公判は公開されている。

政治囚と政治的被拘禁者

今年、注目を浴びている政治犯が数人釈放されたが、国際NGOの推定によれば、少なくとも69名の政治犯がなおも投獄されたままであり、そのほとんどが不安定な状況の続くパプア州と西パプア州からの政治犯であった。ほとんどの政治犯は、禁じられている分離独立派のシンボルの使用関連の行為のために、国家反逆及び謀略に関する法律によって起訴されていた。また多くの政治犯は非常に長い刑期を務めていた。

Johan Teterissaを含め、パプア州及びマルク地方の多くの独立運動家は、平和的に自らの政治的考えを表明したために勾留されるか投獄されていた。これまでとは異なり、特に禁じられた分離独立派の旗を掲げたために逮捕されたという報告はなかったが、平和的な抗議や独立を要求すると逮捕され、国家反逆罪で訴えられた。

4月25日、アンボン警察は、平和的なデモの最中に、南マルク共和国（RMS）の分離独立運動の指導者Simon Saiya及びその支持者数名を逮捕した。2007年にアンボン市の「家族の日」のイベントで禁じられた旗が掲げられたときに起きた衝突以降、Saiyaは逃亡中であった。逮捕の日、Saiyaと支持者らはBatu Gantungにて、RMSの旗及び国連旗とイスラエルの国旗を掲げ年に一度の独立デモ行進を行っていた。またRMSの指導者アレクサンダー・マヌプティの帰国を発表するチラシを配布していた。マヌプティは、2003年に国家反逆罪で3年の実刑判決を受けた後、アメリカ合衆国へ逃亡していた。警察はSaiyaと8名の支持者（うち4名は未成年）を国家反逆罪で逮捕した。9名はアンボン裁判所で裁かれることになっていたが、8月の時点では公判の日程は定まっていなかった。

2013年、パプア州のソロン州裁判所は、独立支持グループの指導者のIsak Klaibinに対して、国家反逆罪及び武器の所持のため3年半の実刑判決を下した。裁判所はまた、同グループの他のメンバー6名に対し国家反逆罪で1年半の実刑判決を下した。2013年5月、ソロンで分離派の旗の掲揚と祈祷会が行われ、これが警察との衝突を引き起こし、その場で2名が殺害され3名が負傷した。その後、7名が逮捕された。政治犯Victor Yeimoは、この事件の調査を求めて許可なくデモを組織したため1年と少し服役していたが、8月5日に仮釈放された。

7月21日、当局は未決勾留期間を考慮して、政治犯Forkorus Yaboisembut、Edison Waromi、Domonikus Sorabut、August Kraar及びSelpius Bobiiを釈放した。この5名は、2011年のパプア住民会議の集まりで行った声明に関連して、国家反逆罪で3年間の実刑判決を言い渡されていた。警察は暴力を行使して会議を解散させ、この結果、少なくとも3名が死亡、90名が負傷した。

現地の人権活動家の報告によれば、当局は政治犯のうち数名は家族から離れた島に投獄していたが、たいていは、現地の活動家とその家族は、政治犯を訪れることができた。

民事司法手続きと救済

人権侵害の被害者に対して損害賠償を求めるため、民事裁判制度を利用することがきる。ただし、汚職のまん延と政治的影響のために、被害者はなかなかこの救済手段を利用することができなかった。

f. プライバシー、家族、家庭、または信書に対する恣意的な干渉

法律により、捜索には裁判所からの令状が必要とされている。ただし、反政府行為、経済犯罪及び汚職は除く。治安部隊は、全般的にこれらの必要条件を尊重した。また法律は、状況が「緊急で切迫している」場合における令状なしの捜索、及び汚職撲滅委員会による令状なしの盗聴の実施を認めている。2012年の社会紛争管理法により、警察には民間人の自由を拘束する特別の権限が認められ、社会不安を引き起こしうる衝突に対処するために軍の介入が認められている。2013年末、NGO連合は憲法裁判所にこの法律に対する違憲審査を請求した。

治安部隊隊員は、時に住宅やオフィスに侵入していた。当局は、時に令状なしに個人や個人の住居を監視し、電話での通話を盗聴した。いくつかの国際NGO及び国内のNGOは、2011年の法律は国家情報庁に監視を行う権限を与えるものであり、通信の盗聴は政府によるジャーナリスト、政敵、及び人権活動家を抑圧する権限を与えるものだと警告した。

政府はその権限を利用して、土地を収用したり開発計画のために個人の土地買収を促進したりしており、これらに対して公正な補償金が支払われていないことが多かった。他のケースでは、国民が生計を立てるのに依存していた資源を危険にさらしたとして国有企業が訴えられていた。土地収用法により、政府が補償金を支払う場合にかぎり、政府が、所有者の希望に反して公共の利益のために土地を取り上げることが認められている。

土地の権利と所有権は今年もなお、主な争いの原因となっていた。競合する数々の法律や規則により、同じ土地の一角に対して、複数の関係者が同等に正当な主張を行えるようになっていく。今年、治安部隊が適正手続を踏まえずに、これらの土地争いに巻き込まれた人々を立ち退かせることが何度かあった。そのような場合、治安部隊はより貧しい住民より、権利を主張する事業主に味方することが多かった。農地改革コンソーシアム（KPA）の記録によると、2013

年には369件の土地関連の争いがあった。KPAによれば、2012年はそのような争いに巻き込まれる家族が14万1915世帯、土地は96万3411エーカーに及んだ。

第2部 市民の自由の尊重

a. 言論と報道の自由

憲法と法律により、言論と報道の自由が規定されている。政府は分離独立派の支援運動に対して法律を使い、個人が独立を平和的に支援できないよう制限した。

言論の自由： 個人及び組織には政府を公にかつ個人的に批判する権利があり、報復を受けることなくほぼすべての公共の利益について議論することができた。法律により、分離独立を擁護する内容は犯罪とされている。いくつかのNGO及びその他の組織は、政府が組織を監視していると主張した。さらに、パプア州の分離独立を平和的に訴えるケースに対して、政府が国家反逆罪を適用することは、個人が分離独立派とみなされる言論を行う自由を制限するものだと主張した。NGOの報告によれば、平和的な分離独立派組織である西パプア国家委員会（KNPB）が2014年の選挙のボイコットを呼びかけたことを受け、大統領選挙前の期間中、ボイコットを支持する資料を配布したりボイコットを擁護したりしたという理由で、36名もの人々が逮捕された。逮捕されたほとんどの者は起訴されることなく釈放された。8月、11名のKNPBメンバーがアスマットにて組織の支部を設立しようとしていたために逮捕された。

報道の自由： 独立メディアが活発で、広範囲にわたる見解を表していた。しかし、地方及び国内レベルでの規則が、メディアを規制するために用いられることが時々あった。政府は、外国メディアに対して外務省及びインドネシア大使館を通して通行許可の申請を行うことを求めており、これにより外国メディアがパプア州及び西パプア州に行くことを引き続き制限した。政府は、いくつかの申請は許可したが、他の申請は、表向きは外国からの訪問者の安全に関わるという理由で却下した。報道の自由の支持者の主張によれば、省庁間のグループが外国のジャーナリストからの申請を検討し、インドネシア国軍及び諜報機関が海外のジャーナリストによるその地方の訪問を阻止していた。

8月6日、警察は、外国のジャーナリスト、トマ・ダンドワとバレンティン・ブラを、同人らがパプア州ワメナでLanny Jaya慣例法評議会の指導者Areki Wanimboとの面会を行った後、入国管理法違反で逮捕した。ジャーナリストらは、パプア州の分離派運動についてテレビのドキュメンタリー番組の取材をする間、観光ビザを使って移動しており、ホテルに戻ったところを逮捕された。8月24日、この2名のジャーナリストは入国管理法違反で有罪になり、2ヶ月半の実刑判決を受けた。公判を待つ未決勾留期間を考慮して、2名は8月28日に釈放された。Areki Wanimboは、不法にジャーナリストを援助したこと、さらにLanny Jaya県で警察官2名を殺害した西パプア国家解放軍（TPNPB）と関係があったことを理由に逮捕された。

暴力と嫌がらせ: 独立ジャーナリスト同盟の報告によると、2013年5月から2014年4月の間で、ジャーナリスト及び報道事務所を対象にした暴力事件は43件あった。

5月29日、8名の男がKompasテレビのジャーナリスト、マイケル・アリヤワンを襲い、カメラを取り上げた。このときアリヤワンは、ジョグジャカルタ市でカトリックの祈禱を行っていた集団がおそらく宗教的な理由により襲撃された事件のその後の様子を撮影しようとしていた。警察は、この襲撃との関連で1名、Abdul Kholiqを起訴していた。公判は8月18日に始まる予定だったが、重要な目撃者である祈禱グループのメンバーが集まっていた家の所有者が現れなかったため、公判は延期された。

検閲と内容規制: 検察庁は文書を監視し、裁判所に文書を発禁にする命令を申請する権限を持っている。

冒涇法の下では、「宗教的憎悪、異端的主張及び冒涇を流布すること」は最長5年の実刑で罰せられる。概して、厳格派の集団や保守的な聖職者評議会による抗議をきっかけにして、当局は冒涇法を根拠に行動を起こした。2013年、西ジャワ州のスカブミ市で、男性2名が不敬罪で3年の実刑判決を受けた。これは、男性らが逸脱したイスラム教の教えを若者に伝え、さらに改宗する者には褒賞を与え、「宗教を侮辱した」として厳格派の集団が処罰を要求したためであった。また、宗教に対して冒涇的と考えられる内容を公表したとして、情報及び電子商取引に関する法律（ITE法）の下で起訴される個人もいた。

パプア州特別自治法によりパプアの文化的アイデンティティを象徴する旗を掲げることが認められているにもかかわらず、政府の規則で、パプア州ではモーニングスター旗、マルク州では南マルク共和国（RMS）旗、アチェ州では自由アチェ運動（GAM）の新月旗の掲揚は禁止されている。これまでと異なり、RMS旗やパプア州で新月旗を掲揚しただけの新たな逮捕者の報告はなかった。ただし、禁止された旗を掲げるデモに参加したために逮捕された人々はいた。アチェ州議会は2013年にGAM旗を州の公式な旗とする法令を通過させたため、GAM旗はなおも論争のもとになっていた。中央政府は、政府は州の旗を承認しておらず、GAM旗はなおも禁止されていると繰り返し宣言した。

インターネットの自由

政府は、インターネットのアクセスを制限しており、ITE法の下で、自由な表現を行った個人を起訴した。この法律は、オンライン上の犯罪、ポルノグラフィ、賭博、恐喝、虚言、脅迫及び人種差別を取り締まることを目的としており、国民が電子フォーマットで一切の中傷的な情報を配布することを禁止している。さらに、違反者は、最長6年の実刑あるいは10億ルピア（8万7,500ドル）の罰金、またはその両方を課せられる。市民による調査とアドボカシー機関によると、1月から6月の間にITE法の規定に違反したとして19名が逮捕あるいは起訴された。通信情

報省によると、8,200万人のインターネットユーザーがおり、これは世界で8番目に多い数だった。

9月、インターネット上にジョグジャカルタ市を侮辱するコメントを投稿したとして、インターネット上の名誉毀損のために法学部学生が逮捕された。後に、この学生は釈放された。またNGOの報告によれば、今年、インターネット上で公務員の汚職についての申立てを投稿し、ITE法の下で名誉毀損の嫌疑にかけられた人々がいた。

10月初頭、警察は、中部スラウェシ州パル市で、イード・アル＝アドハーの祝日についてインターネット上に投稿した男を「宗教に対する中傷」の嫌疑で逮捕した。

10月後半、警察は、東ジャカルタ市で、ジョコウィ大統領と政党指導者メガワティ・スカルノプトゥリの顔に差し替えられた写真をインターネット上に投稿したとして、露天商を逮捕した。警察は、この男はポルノ画像の拡散及び名誉毀損の疑いで最長12年の実刑判決を受ける可能性があると発表した。警察は、ジョコウィが公式にこの被疑者を許した後に同人を保釈したが、11月の時点では、容疑はなお保留のままだった。

5月12日、Abraham SujokoはYouTubeにイスラム教を侮辱していると考えられる映像を投稿したとして、西ヌサ・トゥンガラ州裁判所によって2年間の実刑判決を下された。映像は男の携帯電話で撮影されたもので、この中でSujokoはメッカのカーバ神殿を「石の偶像」と呼んでいた。近隣住民が地元警察に届け出たため、Sujokoは2013年12月に逮捕された。男はITE法の条項にある侮蔑的又は中傷的な内容の電子情報を故意に配布した罪で有罪判決を受けた。

アレクサンダー・アンは、地元のムスリム聖職者評議会が無神論的で冒瀆的であるとの声明及び及び資料を投稿した罪で30ヶ月の実刑を受けていたが、1月31日に釈放された。

通信情報省は、インターネットサービスプロバイダー（ISP）に対して、ポルノサイト及び侮辱的なサイトへのアクセスをブロックするよう引き続き要請した。通信情報省自体が当該サイトをブロックする技術や能力はなかった。これらの規制の実施は個々のISPに依存しており、これらの規制の実施が行えなかった場合は、ISPの認可が取り消される可能性があった。

5月12日、政府は、ポルノグラフィーと考えられる内容を提供しているとして、映像共有サイトVimeoを禁止するようISPに対して命じた。情報省の要請によって、ジャカルタ市のレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー（LGBT）擁護のグループによって管理されていたウェブサイトへのアクセスがいくつかのISPによりブロックされた。

学問の自由と文化的行事

政府は、引き続き特定の文化イベントを取り締まり、問題となりそうな文化イベントを開催させまいとして厳格派の集団がかけてくる圧力に屈していた。全般的に、政府は学問の自由は制限しなかった。

スラバヤ警察は2月7日、オランダ人の作家ハリー・A・Poezeが自著について行う講演の許可証の発行を拒否した。この本は、インドネシアの共産主義指導者で1949年に処刑されたタン・マラカについて書かれていた。警察が拒否したのは、イスラム防衛戦線（FPI）が会場の外でデモを行い、FPI指導者が警察に対してイベントの禁止を要請したためだった。

反ポルノ法におけるポルノグラフィの定義が、芸術の自由、宗教の自由、及び文化の自由に対する攻撃を正当化するために活用されうると、評論家らは恐れていた。法律には、国民が法の遵守を「監視する」ことを認める規定が含まれている。

今年、政府監督下の映画検閲局は、内容がポルノ的である、宗教に対して攻撃的、そうでなくても攻撃的であると考えられる国内映画及び輸入映画の検閲を引き続き行った。2011年まで、映画検閲局は政治的にデリケートな映画を検閲していた。社会的圧力により、いくつかのメディアは自己検閲を行っていた。

b. 平和的な集会及び結社の自由

集会の自由

法律により集会の自由が規定されており、政府は全般的にこの権利を尊重した。法律は、デモ参加者に、計画するあらゆるデモの3日前には警察に宛てて書面で届け出を求めている。さらに、警察はこの書面の届け出に対して受領書を発行することとしている。この受領書が事実上のデモの許可証となる。パプア州の警察は、日常的に、デモ参加を計画する人に対して届け出の受領書発行を拒否した。根拠としては、デモで独立が呼びかけられる可能性があり、このような行為は同法律で禁じられていることが挙げられた。

3月28日、パプア州ジャヤプラ市のチェンデラワシ大学の学生グループが、政治犯の解放と外国のジャーナリスト及び監視団の受け入れを求める抗議を4月2日に計画していることを警察に届け出た。警察は、受領書は抗議の前には発行されると言ったが、発行されないままだった。抗議は4月2日の朝に行われ、衝突を引き起こした。警察は抗議の指導者、Alfaris KapisaとYali Wendaを逮捕した。KapisaとWendaの主張によれば、警察は逮捕時と警察署への移送の際に彼らを殴った。警察は、勾留中のこの2名の活動家が医者の治療を受けることは認めたが、彼らが法定代理人に連絡を取ることを認めなかったと伝えられている。4月3日、警察はKapisaとWendaを起訴せずに釈放した。

また、これまでのLGBT擁護団体の報告によれば、デモ参加者が計画を届け出た際も、警察は受領書を発行するのを拒否していた。

今年、警察は、違法な分離独立派の象徴の表示を含める平和的なデモの参加者を逮捕した。

結社の自由

憲法と法律により、結社の自由が規定されており、政府は全般的にこの権利を尊重した。2013年、国民議会は社会団体に関する法律を通過させ、これが1985年の法律に置き換えられた。この法律では、あらゆる非営利団体には2段階の登録が必要とされており、団体は宗教的価値観と国の信条である「パンチャシラ」を支持することが求められている。さらに、国際団体や外国の団体は、中央政府及び地方政府の許可を得なければならず、これらの団体が国の統合の妨げとなるような活動することを禁止している。法律評論家らは、この法律が、政府や、政府に関係の深い個人又は機関に対して批判的なNGOに嫌がらせを行ったり、解散させたりするために活用されうると懸念している。評論家の指摘によれば、この法律はNGOの活動に対して様々な不明瞭な義務や禁止を課しており、外国から資金提供を受けた団体の設立を制限するものである。2013年10月、2番目に大きいイスラム教団体であるムハマディヤは、90カ条ある法律のうち25カ条に対して憲法裁判所に違憲審査を請求した。2013年12月、NGO「結社の自由のための連合」は、憲法裁判所に法律の11カ条に対して意義を唱える誓願書を提出した。8月の時点で、憲法裁判所はこれら2つの異議に対して裁定を下していなかった。

アフマディーヤ教団のメンバーは、2008年にバリ警察が許可証の発行を拒否して以来、全国的な会議をまったく開催していない。さらに、地方政府の中には集会を行う権利を引き続き制限するところがあった。

いくつかのLGBT擁護団体は、団体の登録を行おうとする際に困難に直面したと報告した。

c. 信仰の自由

国務省の「信仰の自由に関する国際報告書」(www.state.gov/religiousfreedomreport/)を参照。

d. 移動の自由、国内避難民、難民保護及び無国籍者

法律は国内の移動の自由を規定しており、大抵の場合は外国旅行も認めている。ただし、憲法は、政府が個人の帰国や出国を妨げることを認めている。法律により、緊急事態が宣言された場合、軍に広範囲に及ぶ権限が与えられている。これには地上の通行、航空交通、及び海上交通を制限する権限も含まれている。ただし、これらの権限を政府は行使しなかった。

政府は、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)及びその他の人道支援組織と協力して、国内避難民、難民、亡命申請者、無国籍者、及びその他の関係者に保護と援助を行った。

国内の移動: 政府は、引き続き、外国人がパプア州及び西パプア州を移動する自由を制限した。制限は「旅行書簡」の制度を通じて行われたが、制度の実施には一貫性がなかった。

海外旅行: 政府は、警察、検察庁、汚職撲滅委員会、及び財務省の要請で、到着と出発を妨げることがあった。入国及び出国が禁止された人には、滞納している納税者、有罪判決を受けたか起訴された者、汚職事件に関与していた個人、又は法的な争いに関与された人などがいた。

国内避難民

帰宅状況及び再定住状況の組織的な監視が不十分であり、加えて誰がなおも国内避難民であるか定義することの難しさもあり、信頼できる国内避難民の数の推定は困難だった。国際NGOの国内避難民モニタリングセンターによる2012年の報告の推定では、「暴力と紛争のために避難した」人が少なくとも9万人いた。マドゥラ島のShiaの住民200名は、2012年に対立する住民との間の暴力で家を追われて以来、なおもスラバヤ市郊外に避難したままだった。何度も和解が試みられ、8月の宗教大臣による訪問が注目を浴びたにもかかわらず、厳格派はなおも避難民の帰宅を認めようとしなかった。

法律は、政府が「公平かつ最低限のサービス水準を満たす方法で、人々の権利と災害の被害にあった避難民の権利の実現」を確保すると規定している。

難民の保護

亡命の機会: インドネシアは 1951年の難民条約や1967年の議定書に加入しておらず、インドネシアには難民や亡命の認定を行う制度はない。国内の難民認定の請求はすべて国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が手続を行っている。政府は再定住を求める難民を受け入れておらず、地元への融合や帰化を促進していない。政府の役割は、概して、再定住化あるいは帰国のための出国許可を提供するにとどまっていた。当局は、母国への帰還を求める移住者を国際移住機関（IOM）に委ね、IOMの自発的帰国支援プログラムを利用させている。国内の難民及び亡命申請者の推定数は変化した。9月の時点で、5,450名の亡命申請者と4,131名の難民がUNHCRに登録されていた。その中には志願者と被扶養者が含まれていた。難民又は亡命申請者のほとんどが、アフガニスタン、ソマリア、ビルマ及びイランからだった。うち約2,360名は全国13カ所にある入国者収容所に入れられており、残りの人の大部分はIOMの支援を通じて寄宿舍で生活していた。

雇用: 政府は難民の労働を禁止していたが、この禁止を厳しく取り締まっていない。

基本的なサービスへのアクセス: 入国者収容所の環境は過密状態であることが多く、時に暴力事件も起きていた。政府は、難民が基礎教育と公共医療サービスを利用することを禁止したが、これらの禁止を厳しく取り締まっていなかった。被収容者の中には、自発的カウンセリング及

びテストといった政府のHIVプログラムを利用できる者もいた。法律は、妊婦、病人、及び未成年者を自治体の住居施設に収容することを認めている。これらの施設のいくつかは基本的な人道サービス、カウンセリング、非公式の教育活動などを提供した。犯罪被害者は国の司法制度を利用することができた。

第3部 政治的権利の尊重—国民が政府を変える権利

法律で国民には自由かつ公正な選挙を通じて政府を変える能力が与えられており、国民は普通選挙権に基づいてこの権利を行使した。

選挙と政治参加

憲法では、5年ごとの国政選挙の実施が定められている。国民議会の議員は自動的に国民協議会のメンバーとなる。国民協議会とは、構成員全員が選挙によって選ばれる組織で、560名の国民議会議員と132名の地方代表議会議員からなる。

最近の選挙: 7月、有権者は、2期大統領を務めたスシロ・バンバン・ユドヨノに代わり、ジャカルタ州知事のジョコ・ウィドド（一般にはジョコウィとして知られる）を大統領として選出した。ジョコウィは、ほとんどの監視員が自由かつ公正と考えた選挙で退役将軍プラボウォ・スビアントを破った。両陣営が不正行為を訴えたが、信ぴょう性のある問題は特定され、選挙結果に影響は与えていなかったと判断された。10月20日、ジョコウィ大統領は政権に就いた。4月、有権者は国政選挙で新たに国民議会を選出した。議会選挙では国の政党12党が競い、結果的には10党が議席を獲得した。いくつかの不正行為があり、23州の（47万8,883カ所の投票所のうち）590カ所の投票所で選挙のやり直しが行われた。議会選挙と大統領選挙いずれに関しても、重大な暴力の報告はなかった。

政党と政治参加: 2012年、国民議会は政党が議会で議席を獲得するのに必要な基準得票数3.5パーセントに引き上げた。2014年の選挙では、10党がこの基準を満たした。得票数の多かった上位4党は民族主義政党で、次にイスラム教主義の政党4党が続いた。ジョコウィ大統領のインドネシア闘争民主党がほとんどの議席を獲得し、次に職能集団党（ゴルカル）、プラボウォ・スビアントの大インドネシア運動党（グリンドラ党）と続いた。

17歳以上の全ての成人した国民は投票する資格を持っている。ただし、警察官と現役の軍人、5年以上の刑期で服役中の受刑者、精神障害を患っている者、及び裁判所の取り消し不可能な判決によって投票する権利を剥奪された者は除く。結婚した未成年者（すなわち17歳未満の者）は法的に成人とみなされ、投票が認められている。

9月26日、国民議会は、地元の公務員を選出する直接投票を廃止する法律を通過させた。代わりに、法律は地元で選出された議会が公務員を任命することを認めている。この制度は2005年ま

で用いられていた。引退するユドヨノ大統領は大統領令を布告し、一時的に法律の実施を阻止した。このため新しい議会は、3ヶ月以内に再びその問題を取り上げることになった。意識調査によれば、直接投票は民衆に広く支持されていた。

パプア州では、分離独立派グループの西パプア国家委員会（KNPB）が2014年の選挙のボイコットを呼びかけた。そして数人の政治犯が投票しないことを選んだ。監視員によると、ボイコットは効果を発揮せず、選挙結果に影響を与えなかった。NGOの報告によると、36名もの人がボイコットを擁護する活動のために逮捕された。

女性及びマイノリティーの参画: 女性の政治参画の法的な制限はない。政党についての法律により、新党の設立メンバーは、少なくともその30パーセントを女性で構成することが義務づけられている。

2009年の構成選挙以前に通過した選挙法により、政党は、党の候補者リストのうち少なくとも30パーセントで女性を指名しなければならないと定められている。2013年、総選挙委員会（KPU）はこの規則を遵守し、全ての主要政党もそれに従った。しかし、2014年の選挙後、議会における女性の数は減少し、国民議会の議席では18パーセントから17パーセントに、地方代表議会の議席では27パーセントから13パーセントになった。さらに、6月には国民協議会、国民議会、地方代表議会及び地方議会を管理する法律（MD3法）が通過し、以前の法律で認められていた、国民議会の指導者の地位における女性代表への特別な配慮についての規定が取り去られた。

州レベルでは、唯一の女性知事であったバンテン州のRatu Atut Chosiyahが、9月に汚職で有罪判決を下された。女性の副知事はひとりとしていない。3月の時点では、女性が全ての市長、理事職に占める割合は7.6パーセントだった。

イスラム防衛戦線（FPI）のメンバーは、ジャカルタ州知事室と市議会の前で頻繁にデモを行い、華人のキリスト教徒のバスキ・チャハヤ・プルナマの知事職への即位に抗議した。プルナマは大統領に選出されたジョコウィに代わり知事となった。10月になりデモが激化し、警察はFPIメンバーを逮捕した。逮捕者には、抗議を計画した責任を問われた2名の最高幹部も含まれていた。

全ての候補者はアラビア語でコーランを読む能力を示さなければならないという条件は、国内のある地域では、非イスラム教徒が公職に就くのを効果的に阻止していた。

国民議会の国会議員の民族的背景についての公式の統計は存在しなかった。ジョコウィ大統領内閣は、インドネシアの民族的、宗教的多様性を反映しており、これまでのどの内閣よりも女性閣僚が多かった（任命された閣僚34名のうち8名が女性）。

第4部 政府の汚職と透明性の欠如

法律により公務員の汚職に対する刑事罰が規定されており、政府は全般的に、この法律を実施しようとしていた。目立った政治家や政府高官が多く逮捕され有罪判決を受けているにもかかわらず、汚職がなおまん延していると国内外において広く認識されていた。汚職撲滅委員会（KPK）及び検察庁が、特別犯罪のための最高検察庁長官代理の下で、汚職事件の捜査及び起訴を管轄している。

KPKには、軍を捜査する権限はない。監視員らの主張によると、7月に通過したMD3法によって、国民議会の議員を召喚あるいは捜査するには名誉評議会（Mahkamah Kehormatan Dewan）から書面の許可証を得なければならず、このことが国民議会議員を捜査から保護することになる可能性があった。この法律は国民議会議員が汚職捜査を免れるために利用されうると、監視員らは主張した。

汚職： 政府は、34の州に反汚職法廷を設置した。2013年には、KPKは76件の取り調べと102件の捜査、66件の起訴を行った。2013年の捜査と起訴の結果、国家資産の約1.2兆ルピア（1億500万ドル）を回収した。さらに、KPKの年間報告によれば、国家資産の168兆ルピア（147億ドル）以上の損害を防いだ。

KPKは、引き続き、汚職の疑いのある政府のあらゆるレベルの公務員の捜査及び起訴を行った。注目を浴びたいくつかの汚職事件には、政府による大規模なあっせんや建設計画がかかわっており、大臣、知事、市長、裁判官、警察及び公務員が関与していることを示していた。2003年の発足以来、KPKが有罪判決を得た確率は100パーセントだった。

5月26日、宗教大臣スルヤダルマ・アリは、1兆ルピア（8,750万ドル）のハッジ基金の管理不行き届きでKPKにより起訴され、閣僚を辞任した。ハッジ基金は、公的資金とハッジ希望者リストに名前を連ねる国民が預けた民間資金からなる。2004年から2012年にかけて不審な取引が行われた2,300億ルピア（2,010万ドル）に焦点を当てた報告書を受けて、KPKは捜査を開始した。アリはまた、数少ないハッジの定員を自分自身や家族、友人のために利用し、さらに個人的なハッジの旅費を政府の資金で賄っていた罪で訴えられた。

6月30日、元憲法裁判所裁判長Akil Mochtarは、選挙違反、汚職及びマネーロンダリングで有罪となり、終身刑を言い渡された。これは、反汚職法廷が下した判決の中で最長だった。KPKはMochtarを2013年に起訴した。Mochtarの有罪判決の結果、事件は拡大し、Mochtarに賄賂を贈っていた疑いのある多数の政治家やビジネスマンにまで捜査が及んだ。これにはパレンバン市長Romi Hertanや、9月に4年の実刑判決を受けたバンテン州知事Ratu Atut Chosiyahも含まれていた。

KPKは今年全体で複数の裁判官を逮捕した。汚職監視団体によれば、汚職は司法制度全体になおまはびこっていた。2012年、独立の汚職監視団体は、反汚職法廷の裁判官84名が汚職事件に関与していることをほのめかした。賄賂や恐喝が、起訴、有罪判決、民事訴訟及び刑事訴訟に

おける判決を左右した。司法制度における重要人物が、賄賂を受け取り、汚職の疑いのあった行政府の他の人に対して見て見ぬ振りをした責任を問われた。司法扶助組織の報告によれば、多くの場合、賄賂を支払わないかぎり訴訟の進行は非常に遅く、中には検察官が、熱心に追求しないことを確約する代わりに、被告人に賄賂の支払いを要求するケースもあった。

1月から3月の間、国家行政監察委員会は政府職員に対する2,071件の苦情を受け付けた。国民が訴えた苦情のほとんどは地方政府及び警察に対するものだった。

警察は、交通違反における軽い賄賂から犯罪捜査における高額な賄賂に至るまで、頻繁に賄賂を絞り取った。汚職公務員は、時に外国から戻ってきた移住者の主に女性を対象に、恣意的に裸にして所持品検査を行ったり、物を盗んだり、恐喝したりした。7月26日、KPKはジャカルタのスカルノ・ハッタ国際空港のターミナルで強制捜査を行った。この空港はインドネシア人の海外への出稼ぎ労働者の出入国を円滑に進める責任を負っている。ここで、出稼ぎ労働者及び外国人に賄賂を強要したとして、警察官及び軍人を含む18名を拘束した。

6月24日、憲兵隊員が、国家独立記念塔（モナス）で駐車場の監視員が賄賂の支払いを拒否したために監視員を焼死させた。目撃者の話によると、Tengku Yusriは、5万ルピア（4ドル40セント）の賄賂を渡さなかったために、インドネシア国軍の軍人Pratu Heri Ardiansyahと口論になった。そこでArdiansyahはYusriに対してガソリンをかけ、火をつけた。Yusriは全身の40パーセントに及ぶ火傷を負い、その傷のために7月14日死亡した。当局はArdiansyahを逮捕し、軍事裁判所で裁くつもりであった。ただし、監視員らの訴えによれば、インドネシア国軍のメンバーは、引き続きモナスで露天商や駐車場の監視員に賄賂を強制した。

資産公開： 法律により、政府高官及び他の特定の機関で働く公務員は資産公開の報告書を提出することになっている。法律は、その報告書に公務員及び配偶者、扶養する子の所有する全ての資産を記すことを求めている。報告書は、就任時とその後2年毎、解任の2ヶ月以内、さらにKPKの要請があり次第直ちに提出しなければならない。公開情報を確認し、それを官報及びインターネット上で公開する責任は、KPKが負っている。汚職にかかわる場合、違反に対しては刑事制裁がある。KPK内の人的資源に限界があり、すべての資産が確認されるわけではない。

情報への国民のアクセス： 情報自由法により、国民には政府の情報を入手する権利が保障されており、国民が情報を得られるような制度を提供している。法律は、国防や国家の安全保障に関する情報、警察捜査及びその他の活動に関する情報、公人に関する情報、公営企業の事業利益に関する情報については、「機密」情報とし、保護することを認めている。年末、多くの政府の事業体は、なおも法律の施行に対して不本意であるか、準備ができていなかった。2012年の独立ジャーナリスト同盟の研究によれば、当局が許可を与えたのは情報請求の46パーセントであった。その研究によれば、多くの公務員は請求を無視するか紛失するかであった。

第5部 人権侵害の疑いに対する国際機関及び非政府機関の調査に対する政府の姿勢

国内の多くの人権団体は、全般的に、政府による制約を受けずに活動し、人権侵害の事例について調査し、調査結果を公表した。政府は、ローカルNGOと面会し、NGOの質問に答え、NGOの懸念に応じて対策を講じることもあった。しかし、特にパプア州や西パプア州の政府職員の中には、NGOに対して監視、嫌がらせ、干渉、さらに脅迫や威嚇を行う者もいた。活動家の話によれば、諜報部員が彼らを尾行し、密かに写真を撮ることがあった。また、時に諜報部員は友人や家族に所在地を訪ねたり、活動について尋ねたりすることがあった。

人権活動家及び汚職防止活動家は、不明な発信者から脅迫メッセージやその他の脅迫を受け取ったと報告した。

国連及びその他の国際機関: 政府は、人権状況の監視に関連して国連職員が視察を行うのを許可したが、その他については役所の事務上で工作を行い、視察時期を遅らせた。治安部隊及び情報庁は、外国の人権団体に疑念を持つ傾向があった。特にパプア州と西パプア州において顕著で、これらの地域では人権団体の行動を制限した。

2009年、政府は赤十字国際委員会（ICRC）の立会いについての合意を撤回し、ICRCの刑務所の訪問を中止した。現在、ICRCは刑務所を訪問し、刑務所の状況や受刑者の処遇を監視することを認められているが、政府はなおもICRCが受刑者と内密に面談することを禁止している。政府は、現在はICRCがパプア州を訪問し、制限された範囲内の活動（軍や警察への訓練の提供、学校カリキュラムの開発、刑務所での衛生面や技術面での補助など）を行うことを認めている。

政府の人権機関: 行政監察事務所、女性に対する暴力に反対する全国委員会（Komnas Perempuan）、国家人権委員会（Komnas HAM）といった、政府と提携した多くの独立機関が人権問題に取り組んでいた。大衆は全般的にKomnas Ham、Komnas Perempuan及び行政監察官を信頼していたが、これらの組織の勧告に政府が協力することは強制ではなく、通常、協力はなされなかった。

2012年、Komnas HAMは1965年から1966年にかけての反共粛清に関する調査結果を公表した。4年間にわたる調査に基づき、Komnas HAMは、殺害、根絶、奴隷化、人々の立退きや強制移動、個人の自由の剥奪、拷問、強姦、強制失踪といった政府の行為は、人道に対する罪にあたる結論づけた。年末になっても政府はこれらの出来事に関連した事件でまったく起訴を行っていないかった。

2009年、国民議会は、民主化活動家失踪について調査し起訴するため、特別法廷を組織することを承認した。1997年から1998年の間に24名の人権活動家及び学生が失踪した。うち10名は後に姿を現し、軍による拉致と拷問を訴えた。1人は死体で発見され、残り13名はなおも行方不明のままだった。この承認にもかかわらず、8月の時点では、政府はまだこの法廷を設置してお

らず、検察庁は、起訴に持ち込むには証拠不十分であるとして、Komnas HAMに対してさらに調査を行うよう訴えを差し戻した。

2006年のアチェ州政府についての法律でアチェ州に人権裁判所を設置することが義務づけられているにもかかわらず、年末になるまでそのような裁判所は設置されていなかった。表向きの理由は、他の国レベルの法律に起因した複雑な問題のためであった。8月、政府は、アチェ州のために真実和解委員会を設置するという仮の合意を取り消した。

第6部 差別、社会的虐待、人身取引

憲法は、性別、人種、障害、言語及び社会的地位に基づく差別を明白には禁止していない。憲法は、生まれながらの国民及び帰化した国民を含む、すべての国民に対して平等な権利を認めている。政府は、時にこれらの権利を守らなかった。これは特にマイノリティーの共同体に対して起こった。

女性

強姦及び配偶者からの暴力: 法律により強姦は犯罪とされている。ただし、法的な強姦の定義に含まれるのは強制的な性器の挿入のみであり、起訴には裏付けとなる証拠及び目撃者が必要である。法律により、配偶者による強姦は犯罪とされている。強姦事件についての信頼できる全国規模の統計は、引き続き入手不可能だった。強姦は最長14年間の実刑で罰せられ、政府は強姦及び強姦未遂の犯人を刑務所に入れていた。しかしながら、軽い刑が引き続き問題になっており、有罪判決を受けた多くの強姦犯が最低限の刑しか受けていなかった。

法律により、家庭内暴力及び女性に対するその他の暴力は禁止されている。それにもかかわらず、家庭内暴力が問題になっていた。女性に対する暴力についてはなおも記録が乏しく、政府は実際より少なく報告していた。2013年の女性に対する暴力に反対する全国委員会による記録では、27万9,760件の女性に対する暴力の報告があった。女性に対する暴力では、家庭内暴力が最も一般的だった。社会的圧力のために、多くの女性が家庭内暴力の報告をためらった。またこのような理由から、女性問題に取り組むほとんどのNGOは、入手可能な公式の統計に比べ、実際の数値ははるかに高いと考えていた。

暴行を受けた女性には2種類の施設が利用可能だった。一つは病院内にある政府の運営する施設で、もう一つは地域内にあるNGOの施設である。全国の警察は、「特別緊急室」や「女性用カウンター」を導入し、そこで女性警官が、性的暴行や人身売買の被害者となった女性や子どもの報告を受けた。また、被害者はそこに一時的に避難することもできた。

女性器切除(FGM/C): NGOによれば、18歳を過ぎた女性に女性器切除が見られることがあった。2月、保健省は、安全な女性器切除の実践のガイドラインを定めた2010年の法令を廃止した。2010

年の法令は、2009年のインドネシア・ウラマ評議会による決定を受けて出されたもので、法令で完全に女性器切除を禁止することを禁じた。この法令の廃止は、女性器切除の規制を、宗教的指導者を含む保健諮問機関に移すことを命じていた。

セクシャル・ハラスメント： 刑法において明白には言及されていないが、刑法281条は公共の場でのわいせつ行為を禁止しており、職場における性的嫌がらせに起因する刑事告訴の基盤として機能している。この条項に違反する場合、最長2年8ヶ月の実刑及び少額の罰金刑で罰せられる。

リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）： 政府は、夫婦及び個人が子どもの数、子どもを持つ間隔や時期を決め、こうした決定を下すための情報と手段を有する権利を認めていた。さらに、差別や暴力を受けたり、強制されたりすることなく、最高水準のリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利を有することを認めた。しかしながら、2012年に国際NGOが公表した研究によると、4年以上かけて調査された女性のうち、平均して30パーセントが、これ以上子どもを欲していなかったにもかかわらず、それ以後も出産していた。その研究で、この統計値に影響を与える要因は多数あり、例えば長期的避妊方法ではなく 短期的避妊方法が利用されていることなどがわかった。政府は助成金を出して国中で避妊方法が利用できるようにすることで、産児制限を行うよう奨励しているが、避妊のコストが高く乏しい医療インフラのために、十分に活用できないことが多い。ある国際NGOの2010年の報告が示すところでは、特に未婚の女性に対して、避妊具を入手する機会が十分提供されておらず、このことが引き続き問題となっていた。保健省が行った2013年の調査によれば、59.3パーセントの既婚女性が現代的な避妊具を活用しており、0.4パーセントが伝統的な避妊具を用いていた。また2010年の研究では、96パーセントの女性が胎児の医療検診を受けていた。2012年の人口保健調査（DHS）によると、出生数10万件に対する公式の妊産婦死亡数は359件で、2007年のDHSにおける228件に比べ増加した。

妊産婦の死亡の主な原因は、出産後の出血、妊娠高血圧腎症及び敗血症だった。保健省にとると、全体の69パーセントもの分娩が助産師の立会いで行われた。保健省の指摘によると、助産師の質が低いのは、訓練基準が低く教育機関の監視も不十分なためであり、さらに助産師プログラム監視の管轄が保健省から教育文化省へ移ったことも原因として考えられた。また、地域レベルにおける助産師の不公平な配置及び伝統的な出産介助の頻繁な活用も、妊産婦死亡の要因となっていた。病院及び保健施設は、合併症の治療においては最適な水準で機能していなかった。さらに、金銭的な弊害や資格を持った医療従事者の数が限られていることを含め、合併症が起きたときの専門医への委託にも問題があった。女性の経済的地位、教育水準、初婚年齢もまた、妊産婦死亡に影響した。

7月、ユドヨノ大統領は、強姦による妊娠や母親の命が危険にさらされている場合に合法的な中絶を認める2009年の法律に対する規制の実施に調印した。この規制の下では、女性は最後の月

経期間から40日以内に中絶を志願しなければならず、監視員らはこの期間では短すぎると指摘していた。

また、評論家らは中絶に配偶者の同意を必要とする規定も非難した。

差別: 法律は、女性も男性と同等の権利、義務、及び機会を有するとしている。しかし、法律により、女性による発達過程への参加は、家庭の福利の改善及び若年世代の教育という女性に与えられた役割と相容れるものでなければならないとされている。婚姻法は男性を一家の長と指定している。国の多くの地域（特にパプア州）において、女性は、性別に基づいた処遇の違いに対して苦情を述べていた。

離婚は、男性女性ともに行うことができる。多くの離婚した女性が扶養料を受け取っていなかった。これは、このような支払いを強制する制度がないためだった。婚姻前の同意書がなければ、共有財産は平等に分配される。法律により、離婚した女性は再婚するまで40日間待たなければならないとされている。ただし男性は離婚後直ちに再婚できる。政府は、アチェ州では引き続きシャリアを施行していた。シャリア施行の影響は州内でも様々だったが、ここ数年続いているパターンとして、政府のシャリア警察に対する監視の改善もあり、全般的に押しつけがましさが薄まったようだった。

5月1日、アチェ州の女性が、シャリアの姦通法を執行するのだと主張する9名の男性により輪姦されたと伝えられた。報道によれば、加害者は女性と既婚男性がいた女性の家に押し入り、男性を縛り上げて殴り、女性を輪姦した。そして両被害者をシャリア警察署に連れて行った。容疑者のほとんどは逮捕され、警察によると、容疑者は強姦罪で刑事裁判にかけられることになっていた。またシャリア当局は、被害者に対しては姦通を禁じたシャリア法の違反により、むち打ちの刑を求めると主張した。ただし、刑事裁判の訴訟が終わるまではあらゆる訴訟は延期された。それとは別に、警察は、8月にバンダ・アチェ市にて売春で逮捕された3名の女性もまたむち打ち刑の判決を受けるはずだと公表した。

また、地方政府及びアチェ州郊外の団体は、女性のシャリアの解釈への服従を促進するキャンペーンに着手した。ある地域では、地元の規則で政府職員のイスラム教の衣服着用が義務づけられている。性別による隔離、断食、服装規制の遵守に対する監視は、ラマダン中さらに強化された。内務省は 国の法律に一致しない地元の規則を「調和させる」責任を負う女性に対する暴力に反対する全国委員会によると、334の地域の法律が憲法に反し、女性に対して差別的なものであり、その多くが慎み深さやベールの着用の義務付けに関するものだった。

女性は職場において、雇用される際と公正な報酬を得る際の両方で、差別に直面した。ただしこの分野においては、特に公営部門の仕事で引き続き向上が見られた（第7部のdを参照）。2013年の世界経済フォーラムの男女格差指数によると、同様の仕事の場合に女性は男性に比べ30パ

パーセント報酬が少なく、全体としては約56パーセント少なかった。女性は労働力の約40パーセントをなしており、専門職、技術職の48パーセントを占めていたが、国会議員、政府高官及び管理職ではわずか27パーセントだった。政府によれば、2009年には、女性は公務員のわずか9パーセントにすぎなかったのが、2013年1月の時点では、公務員の48パーセントと上級公務員の28パーセント以上にまで増えた。

何人かの活動家の話によると、製造業において雇用者は女性を低い報酬で低い地位の仕事に追いやっていた。女性の工場労働者の多くは、男性労働者と同様、フルタイムの正社員ではなく臨時雇いの労働者として雇われていた。会社は、臨時雇いの労働者に対して産休などの手当を提供することを求められていない。法律により、夫婦がともに政府機関で働いている場合、夫は世帯主手当を受け取ることが定められていた。

伝統的に女性の職業とみなされていた職業は、引き続き著しく軽んじられ、規制も行われていなかった。例えば、使用人はほとんど法的保護を受けていなかった。労働法の下では、使用人の最低賃金、健康保険、結社の自由、1日8時間労働、毎週の休日、休暇、また安全な労働環境などが規定されていない。そのため、NGOの報告にあるとおり、虐待や差別的行為が引き続きまん延していた。

子ども

出生届: 市民権は主に両親を通じて取得される。しかし、国の領域での出生を通じて取得することも可能である。出生届がないと、家族は政府後援の手当を受給する際と子どもを学校に入学させる際に困難に直面することになる。子どもの年齢を確実に知ることは不可能な場合が多く、IDカード上の年齢は改ざんされていた。こうした改ざんは、時に政府関係者の協力によって行われた。

2012年の憲法裁判所の裁定により、非嫡出子は母親のみと法的な親子関係を持つと規定した1974年の法律が撤回された。裁定は、父権を確定するのにDNA鑑定を行うことを認め、非嫡出子が父親の財産を相続する権利を与えている。

教育: 法律により、教育の自由が認められているが、ほとんどの学校は無償ではなく、貧困のために多くの子どもが教育を受けられずにいる。法律によって、子どもは小学校に6年、中学校に3年通うことが求められている。しかし、政府はこの法律を広く実施してはいなかった。2013年、初等教育及び中等教育への入学者数は、男女でほぼ同数であった。ただしNGOによると、卒業まで通う生徒数は男子の方が以前多い傾向にあり、これは特に農村地域において顕著だった。

南スマトラ州や北スマトラ州のスルダン・ブダガイ県などのいくつかの州や地方では、12年間あるいは後期中等教育までを義務教育化する地元政策を採用している。

児童虐待: 児童就労と性的虐待が深刻な問題となっていた。児童虐待は法律によって禁じられているが、政府の取り締まりの努力は、全般的に遅く効果もないままだった。児童保護法は、養子縁組、後見人及びその他の問題と同様に、子どもからの経済的搾取及び性的搾取を取り上げている。しかし、中にはこれらの規定を実施していない州政府があった。1月から4月の間に、インドネシア児童保護委員会は、622件の児童虐待の報告を受けた。このうち426件は性的虐待に関するものだった。

2012年の女性支援省の報告によると、10歳から17歳の子ども約340万人が貧困のために働いている。

早婚及び強制婚: 法的な女性と女子の区別が明白ではなかった。法律は、結婚できる最低年齢を女性で16歳（男性は19歳）と定めているが、児童保護法には18歳未満は子どもであると示されている。結婚する女子には成人の法的地位が与えられる。16歳に達する前に結婚する女子は多く、特に農村地域や貧困地域で頻繁に見られた。2012年の国連人口基金の報告では、子どもの婚姻率の全体的な低下に言及されたが、女性の22パーセントが18歳になる前に結婚していたことも指摘された。

女性器切除(FGM/C): 国内のいくつかの場所では子どもに対して女性器切除が行われていた。NGOの活動家の中には、インドネシアで行われている儀式はほとんど象徴的なものだとし、切除に関するいかなる主張も退ける者がいた。2010年に保健省が出した法令では過激なタイプの女性器切除は禁止されたが、医師、助産婦、及び免許を持つ看護師がタイプ4の女性器切除（クリトリスや陰唇を象徴的に刺したり穴を開けたりする）を行うことは明確に認められていた。この法令が2月に廃止されたことで、将来における女性器切除実践の規制は疑わしいものとなった。

子どもの性的搾取: 法律には制定法上の強姦と呼ばれるような犯罪はないが、刑法により、15歳未満の女子と婚外で合意に基づく性交を行うことは禁止されている。法律は、女性と男子の間の異性愛の行為については取り扱っていないが、同性間での成人と未成年者の間の行為は禁止している。ポルノ法により児童ポルノは禁止されており、児童ポルノの製作あるいは売買を行った場合、最大12年の実刑及び60億ルピア（52万5,000ドル）の罰金が定められている。国連児童基金の推定では、全国的には、4万人から7万人の子どもが性的搾取の被害にあっており、商業的なセックスワーカーのすべての女性のうち30パーセントは未成年だった。

難民児童: 政府の報告によれば、今年、ジャカルタ市には少なくとも6,631人のストリートチルドレンがおり、国全体ではその数は42万人にのぼった。政府は引き続き現地のNGOによって管理されているシェルターに資金提供を行い、一部のストリートチルドレンのために教育費用を支払った。

国際的な子の奪取: この国は1980年の「国際的な子の奪取の民事面に関する条約（ハーグ条約）」の締約国ではない。国別の情報については国務省の報告

(travel.state.gov/content/childabduction/english/country/indonesia.html) を参照。

反ユダヤ主義

ユダヤ人の人口は非常に少ない。7月と8月のイスラエル・ガザ紛争の期間、広範囲にわたる抗議が起き、時に反ユダヤ的な言い回しが見られることがあった。しかし、ほとんどの抗議は小規模かつ平和的で、人道援助のための募金に焦点を当てていた。

人身取引

国務省の「人身売買年次報告書」 (www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/) を参照。

障害者

法律により、雇用、教育、医療へのアクセス、又はその他の国のサービスに係る規定において、精神障害者及び身体障害者を差別することは禁止されている。法律では、飛行機での移動や他の交通手段へのアクセスについて特に規定はされていないが、障害者が公共施設にアクセスしやすい環境を確保することが義務付けられている。しかし、政府は必ずしもこの規定を遵守させるわけではなかった。政府は、障害者を身体障害、知的障害、及び身体障害と知的障害の重複の3つのカテゴリーに分類している。これらのカテゴリーは、教育のためにさらに分類される。政府は、アクセスのしやすさに関する法律を実行に移さないことで、人々の投票する権利や市民活動への参加を制限していた。2013年、総選挙委員会（KPU）は、複数のNGOと、2014年の国政選挙で障害者の参加を増やすために協力するという覚書に調印した。結果として、2014年の選挙では360万人の障害を持つ有権者が投票資格を得た。正式なデータはないが、NGOによると、障害を持つ有権者の参加が増加した。

法律により、障害を持つ子どもには教育とリハビリ治療を受ける権利が与えられている。あるNGOによると、国内に140万人の障害を持つ子どもがおり、教育を受けられているのはその4パーセントに満たなかった。2008年から2009年の政府の統計によると、障害を持つ子どもの教育に専念している学校は1,686校で、うち1,274校は私学だった。NGOによれば、90パーセントを超える視覚障害者の子どもが、読み書きができなかった。若い障害者の中には、生活のために物乞いに頼るほかない者もいた。障害を持つ子どもは、当局により別の学校へ送られ、普通の教育が提供されることは極めてまれだった。国の大学は、特別教育での学位を提供していない。評論家は、政府はいくつかの専攻から障害者を締め出すような国立大学の入学基準を見直すべきだと話した。

国籍・人種・民族に基づくマイノリティー

政府は、人種及び民族に対する寛容さを正式に奨励している。

先住民

政府は、すべての国民を「先住民」とみなしている。しかし、政府は複数の「孤立した共同体」の存在を認めており、彼らが政治生活及び社会的生活に十分に参加する権利を認めている。これらの共同体には、カリマンタンの無数のダヤク族、漂海民として暮らす家族、及び正式に認知された312のパプア州の先住民グループが含まれる。先住民はなおも差別の対象となっており、また、土地に関する先住民の伝統的権利の尊重についても、ほとんど改善されなかった。中でもパプア州では顕著だった。多くが違法とされる採鉱活動及び木材の伐採搬出は、先住民共同体に対して、社会的、経済的、さらに物流上の深刻な問題をもたらしていた。企業は地元の軍や警察と結託していることが多く、政府はこれらの企業が先住民の土地を侵害することを防げていなかった。パプア州及び西パプア州では、パプア先住民と他の州からの移住者との間で緊張が続いていた。パプア州のメラネシア人は、特有の人種的偏見及び差別によって、この地域で暴力と経済的な不平等が広がっているとした。

2013年、憲法裁判所は、1999年の森林管理についての法律に部分的に異議を唱え訴訟を起こした先住民の同盟に対して、有利な判決を下した。判決により、慣習的に先住民の土地とされている森に対して国が有する所有権を無効とした。それにもかかわらず、先祖伝来の土地へのアクセスをめぐる問題は、引き続き国中で大きな衝突の原因となっていた。大企業や政府の規制により、人々は先祖伝来の土地から追放された。いくつかの土地の権利に関するNGOの主張によると、土地の境界設定が役に立たないため、個人が自分の土地に入ることが認められないようなことが起きていた。報道によると、中央政府及び地方政府の職員は、現地に住む人々を犠牲にして土地へ出入りする見返りとして、採鉱企業とパーム油企業からリベートを受け取っていた。土地の権利の支援者は、これらの問題について公表した後で政府や民間企業から脅迫を受けたと報告した。5月、土地の権利のための活動家Eva Bandeは、KLS社が所有するパーム油プランテーションの農民による暴力的な抗議で果たした役割のために、4年の実刑判決を受けた。NGOは、彼女は抗議を行う農民を落ち着かせようとしたのであり、彼女の行う支援活動のために囚われたのだと主張した。6名のインドネシア国軍の軍人が、3月のTitus Simanjuntakの拉致と拷問の疑いに関与しており、さらに地元の先住民グループと複合企業アジアティック・ペルサダ社との間の長年の土地を巡る争いに関連した事件で、ひとりの農民が殺害された事件に関与していた。

人口密度の高いジャワ島とマドゥラ島から住民を移住させる政府プログラムは、近年大幅に減少した。移住者の人口が多い地域では、異なる民族間での衝突がしばしば起きた。

暴力行為、差別、その他の性的指向及び性同一性に基づく虐待

ポルノ法により、合意の上での同性の性的行為を描写するメディアの製作は犯罪とされており、このような活動は逸脱行為とみなされている。罰金は2億5,000万ルピアから70億ルピア（2万1,800ドルから61万2,500ドル）で、6ヶ月から15年の実刑判決、さらに未成年が関わる犯罪の場合にはそれに3分の1刑罰が重くなる。さらに、国中で地方ごとの規制によって同性の性的行為は犯罪とされている。例えば、南スマトラ州及びパレンバン市では、都市条例により同性の性的行為は売春とともに犯罪とされている。ジャカルタ市の条例では、治安部隊員は夜に通りを歩くトランスジェンダーの人なら誰でもセックスワーカーとみなすとしている。メディアやNGOの報告によると、地元当局は時にトランスジェンダーの個人に対して虐待を行い、地元当局による拘束後、強制的に賄賂を払わせていた。いくつかのケースにおいて、政府はLGBTの個人を社会的虐待から保護できていなかった。警察の汚職、偏見及び暴力が原因で、LGBTの個人は警察に関わるのを避けていた。LGBTの集会を厳格派が襲撃し、警察が介入した事件の捜査を、全般的に警察は行わなかった。当局職員は、通常、被害者や関係者による正式な苦情の申立てを無視した。被害者がLGBTである犯罪事件では、被疑者が警察に所属していない場合にかぎり、警察は責任をもって十分事件を捜査した。しかし、警察が行ったと思われる虐待の捜査では、国家人権委員会（Komnas HAM）の圧力がかかってもなお、捜査は不十分だった。

報道によると、アチェ州のシャリア警察はトランスジェンダーの人々に嫌がらせを行っていた。9月、アチェ州議会は、同性愛行為に対して100回のむち打ち刑に処す法案を通過させた。10月の時点で、アチェ州知事は法律の施行には調印しておらず、いくつかのNGOが中央政府にこの法律を却下するよう強く要請していた。NGOの報告によると、宗教団体や家族、市民は時にLGBTの人々を排斥した。2013年のNGOの調査により、ジャカルタ市、ジョグジャカルタ市、及びマカッサル市のLGBTの回答者の89パーセントが、何らかの差別や暴力を経験したことがあると報告していたことが明らかになった。2013年の女性に対する暴力に反対する全国委員会による記録では、レズビアン、バイセクシャル、及びトランスジェンダーの人々に対する暴力事件が49件あり、被害者は53名にのぼった。

反差別法はLGBTの人々には適用されない。さらに政府は、LGBTの人々に対する差別防止のために何ら対策を講じていなかった。

LGBT団体及びNGOは、多くの場合正式な許可証を得ていなかったが、公共の場で堂々とイベントを行った。イベントはしばしば控えめに行われた。

支援者の報告によると、LGBTの人々が被害者となる家庭内暴力事件において、特に被害者が若いレズビアンで両親がそれを認めていない場合、警察はたいてい両親側に立ち、その未成年者を、逸脱行為を行ったとして非難するか、少女を「墮落させた」としてそのガールフレンドを非難した。家族は、LGBTの未成年者に対して治療に送ったり、家に監禁したり、結婚するよう圧力をかけたりすることが多かった。LGBTだと知られた子どもがいじめられることはよくあった。

8月、地方代表議会議員のFahira Idrisが、出版社に対して公に『思春期のなぜ』という性教育マンガの出版を取りやめるよう求めた。主張によると、理由は、このマンガがLGBT支持のプロパガンダを含んでおり、宗教の教義と国の信条であるパンチャシラに反しているからというものだった。

NGOが記録した事例に、政府職員がトランスジェンダーの人々にIDカードを発行しないということがあった。2013年の民法改正により、トランスジェンダーの人々は、性転換手術を行った場合にかぎり、公式に性別を変更することが認められた。監視員の話では、手続には手術が行われたことを宣言する裁判所の書類が必要であり、明確には定義されていない特別な状況の下でしか認められておらず、面倒な上に侮辱的であった。トランスジェンダーの個人は、雇用の際、さらに公共サービスや医療を受ける際に差別を受けた。

HIV・エイズ感染者に対する社会的偏見

HIV及びエイズ患者に対する偏見と差別がまん延していた。しかし、政府は人々に寛容になるよう奨励し、新たに感染者が出るのを防ぐため対策を講じた。さらに、数々の事務手続上の障壁はあったものの、抗レトロウイルス薬を無料で提供した。政府の寛容さは、社会のあらゆるレベルにおいて不公平に用いられた。例えば、宗教的保守派を敵に回すことを恐れるあまり予防の努力は積極的でない場合が多かった。さらに、無料の抗レトロウイルス薬を入手する際の障壁に加え、薬を受け取る可能性のある者は、診断料、診察料、及びその他の手数料や費用を支払わねばならず、この負担は多くの人にはとうてい支払えるものではなかった。NGOの報告によると、中には雇用を見込んだ従業員に対してHIVテストを義務付ける企業があり、雇用者はHIV感染者と分かった場合に従業員を解雇していた。西ジャワ州CibuburのMtFトランスジェンダーの人のケースでは、主治医が雇用者に彼女がHIV陽性であることを伝えた直後に解雇された。

その他の社会的暴力または差別

マイノリティーの宗教団体は、時に暴力を含む社会的差別の被害を受けることがあった。これには、非スンニ派のイスラム教徒であるアフマディーヤ信徒やシーア派の信徒も含まれた。スンニ派の信徒やキリスト教徒がマイノリティーである地域においては、彼らもまた社会的差別の被害者となった。

民族的、宗教的緊張により、時に局部的な暴力が引き起こされることもあった。8月4日、マルク州の西セラムのイスラム教徒の村IhaとLuhuの衝突により、9名が死亡し42名が負傷、建物が数棟燃え、これを受けて暴力鎮圧のため特別警察部隊が配備された。翌日には衝突は収まった。村民らは30年以上にわたり反目し合っており、先の衝突はひとりのIhaの男性が殺害されたことが引き金になったということだった。

また時には、地元住民と移民労働者の間の緊張が暴力に発展することもあった。8月11日、パプア州Timikaにて、Dani部族の集団とジャワと南スラウェシ州からきた移住者との間で衝突が起きた。Dani部族の指導者であるKorea Wakerは首を切り落とされた状態で発見された後に、部族集団は移住者6名を殺害、何軒かの家を焼き払い、報復を行った。10月の時点で、警察はWakerの殺害に関わった2名を逮捕し、拘束中だった。

第7部 労働者の権利

a. 結社の自由と団体交渉権

法律により、一部制限はあるものの、労働者には独立の労働組合に参加し、合法的なストライキを行い、団体交渉を行う権利が認められている。法律は反労働組合的な差別は禁止されている。

民間部門の労働者には広範囲な結社の自由があるが、公営部門の労働者が組合を組織するには、法律により制限が設けられている。法律により公務員の結社の自由及び組合への加入が認められているが、設立できるのは権利がさらに制限された従業員組合だけである。公営企業の従業員は組合を作ることが認められている。法律は、10名以上の労働者がいれば組合を作る権利があり、加入している政党、宗教、民族、性別にかかわらず、全ての労働者が組合へ加盟できると規定している。労働移住省は、組合や協会、連盟の設立に対して認可ではなく登録を行い、登録番号を発行する。登録し続けるには、組合は幹部会での変更を政府に随時報告しなければならない。

法律により、組合がパンチャシラや憲法と相容れない場合は、政府が裁判所に要請して組合を解体させることが認められている。また、組合の指導者あるいはメンバーが組合の名の下に国の治安を乱す犯罪を起こし、最低で5年の実刑判決を受けた場合にも、組合は解体されることになる。ひとたび組合が解体されると、指導者及びメンバーは少なくとも3年間は新たに組合を設立することができない。国際労働機関（ILO）は、組解除の制裁措置は不釣り合いであると懸念を示し、政府に対して法律で制裁措置を認める規定を取り消すよう要請した。

法律により、政府に登録している労働者組織には、雇用者と法的効力を持つ労働協約を締結し、その他の労働組合の機能を行使することが認められている。法律は団体交渉についていくつかの制約を設けている。これには、労働協約について協議するには、ひとつの組合または複数の組合が企業の全従業員の50パーセント以上を代表しなければならない、といったものがある。

法律により、ストライキを行う権利は制限されている。また、合法的にストライキを実施するためには、労働者は7日前には当局及び雇用者に対して書面で通知を行わなければならないとされている。通知に開始時期及び終了時期、実行場所、ストライキを行う理由を明記しなければならない、さらにストライキを行う組合の議長及び幹事による署名が必要である。ほとんどの公

務員や公営企業の従業員は、ストライキを行うことが禁止されている。「一般の公共の利益を提供する企業、または中断すれば人命の安全を危険にさらしかねない活動を行う企業」におけるすべてのストライキは違法とみなされる。規則では対象の企業の種類は具体的に指定されておらず、何を対象とするかは政府の判断に委ねられている。また同じ規則により、ストライキが「交渉決裂の結果」でない場合は違法であるとされている。労働者は、ストライキを行う前に長期にわたる雇用者との調停に取り組み、その後、さらに政府による仲介に移行しなければならない。さもないと、ストライキは違法とされる危険がある。違法ストライキを行った場合、雇用者は7日以内に労働者に戻るよう2通の書面で要請を行うことが認められている。これらの要請後に仕事に戻らなかった労働者は、辞職したとみなされる。

政府は、結社の自由を保護し反組合的な差別を防止するために、必ずしも効果的に法律を執行したわけではなかった。犯罪行為に対する刑罰は、最低1年の実刑及び1億から5億ルピア（8,315ドルから4万1,575ドル）の罰金刑だった。これにより、全般的に、違反は十分に抑止されていた。労働省の現地事務所が実施の責任を負っていた。労働協約の実施は、各地方政府の能力や関心によって様々だった。

反組合的な差別の訴訟は、制度において不当にゆっくりと進んだ。労働争議における賄賂の授受と司法における汚職はなおも続いており、裁判所が労働者に有利な判決を下すことは稀であった。解雇された労働者は時に退職金やその他の補償金を受け取っており、復職することはめったになかった。ストライキを行った労働組合員を起訴するため、刑法におけるいくつかの規定が用いられることがあった。例えば、「不愉快な行為」という犯罪などで、広範囲の行為に対して犯罪責任を問うことができた。ILOは、政府に対して、組合メンバーや指導者を恣意的に逮捕する口実として利用されうるこれらの規定を取り消すか、改正するよう要請した。労働裁判所は、時に、補償金か再雇用のいずれかの申し立てを行う労働者に対して有利な裁定を下した。しかし、ほとんどのケースで企業は最高裁判所に控訴し、最高裁判所では労働裁判所の判決は撤回された。

民間部門の労働者は、事前の認可や過度の要件なしに、組合を結成し、自分が選んだ組合に加入した。それでもやはり、結社の自由はいくつかのよくある方法により阻まれた。雇用者は組合が活動を確立するのを邪魔するために、頻繁に労働者の指導者を転属させた。反組合的な脅しとして、最も頻繁に行われたのは、解雇、転勤、または不当に刑事責任を問うことだった。企業は、ストライキによって被った損害に対して、組合指導者を訴えることが多かった。労働活動家は、企業は引き続き、正当な組合を弱体化させるために「黄色い」組合と呼ばれるような複数の組合を作り上げていると主張した。

雇用者による、組合主催者に対する解雇や暴力といった報復はなおも続いていた。雇用者は、一般に、ストライキ参加者に対しては、従業員の解雇などを含む威嚇戦術を使った。警察が組合主催者を捜査したり、取り調べを行ったりしていたという信頼できる報告があった。雇用者

の中には、組合主催者と連絡を取った従業員を脅迫した者もいた。経営陣は、会社が人員削減を行うときは、レイオフのためにストライキの指導者らを選び出していた。従業員を一方的にレイオフし、雇用者が労働協約の条件に違反しているといういくつかの報告があった。

ストライキの多くが正式には認可されていないか、「wildcat strike」であることが多かった。これは長期にわたる苦情が解消されずに勃発するか、雇用者が組合の存在を認めないときに起こった。また雇用者は、合法的なストライキに必要とされる面倒な手続きを用いて、組合が合法的にストライキの実施に向かうのを妨害した。さらに雇用者は、組合職員が決裂した団体交渉に従い、非合法的なストライキを行っているとして、繰り返し刑事告訴を行った。多くのケースにおいて、雇用者の申し立ての結果、組合職員は所有物の破壊や利益の妨害で起訴され、実刑判決を受けた。監視員の指摘によると、今年は合法的なストライキの数が増加したが、上昇傾向が続いているのは、組合がより適切に準備を行うようになったからだだった。

いくつかのケースでは、企業が法で定められた退職手当の支払いを免れるために破産を宣告し、数日間工場を閉鎖して、その後労働者をさらに安い費用で契約社員として再雇用していた。組合の指導者や活動家は、通常、再雇用されなかった。

この契約社員を利用する風潮の高まりは、組合を組織する権利や団体交渉の権利に直接影響した。法律では、臨時雇いは「一時的な性質」の労働のためにだけ用いることになっているが、企業は、補助的な業務であれば、「外部委託」（事業の一部を別の会社に移譲すること）が認められている。

それにもかかわらず、多くの雇用者はこれらの規定に違反しており、違反の際に、時に労働省の現地事務所の協力を得ることもあった。

組合活動家は、引き続き、社会団体の法的制限が結社の自由を制限するために使われる可能性があるという懸念を示した。

b. 強制労働の禁止

法律により、あらゆる種類の強制労働が禁止されており、罰則として3年から15年の実刑及び1億2,000万ルピアから6億ルピア（1万500ドルから5万2,500ドル）の罰金が定められている。政府は、この禁止を効果的に実施できていなかった。政府は、過去に強制労働のために国民が売買されたことのある国に国内の労働者を送ることを一時的に禁止し、人身売買を行い強制労働をさせたり、借金により束縛したりしている疑いのある就職あっせん業者に対する規制を強め、強制労働のケースについての調査を立ち上げた。

子どもによる強制労働を含め、強制労働はあったとする信頼できる報告があった（第7章のcを参照）。強制労働は家庭における奴隷労働、採掘、漁業、及び農業において見られた。

国務省の「人身売買年次報告書」（www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/）を参照。

c. 児童就労の禁止と雇用の最低年齢制限

法律及び規則によって児童就労は禁止されている。児童就労とは、労働時間にかかわらず5歳から12歳までの働く子どものすべてを指し、さらに週に15時間以上働く13歳から14歳の子ども、また週に40時間以上働く15歳から17歳の子どもを指す。これらの規定の違反に対する刑罰は、1年から4年の実刑と1億から4億ルピア（8,759ドルから3万5,000ドル）の罰金の両方、またはいずれかが課される。また児童就労には、16歳未満が次の13種類の危険な仕事に従事する人も含まれる。具体的には、売春やその他の性的搾取、採鉱、真珠ダイビング、建設、沖合漁業、道路清掃、爆発物製造、路上での労働や家事サービス、家内工業、プランテーション、森林管理、危険な化学薬品を用いる産業における労働が含まれる。最悪の形態の児童労働の禁止に反して子どもを雇った場合、2年から5年の実刑及び2億ルピアから5億ルピア（1万7,500ドルから4万3,750ドル）の罰金で罰せられる。

政府は、この禁止を効果的に実施できていなかった。政府は、地域レベルにおいては児童就労を取り締まる新しい規則や政策を承認し、実施の努力を続けた。さらに社会保護プログラムが利用できる権利も拡大した。

今年の児童保護委員会の推定によると、650万人もの働く子どもがおり、うち210万人は児童就労の形態に当てはまった。これには商業的性的搾取（第6部の子どもを参照）及び危険な産業も含まれていた。児童就労は一般に家事サービス、地方の農業及び漁業に見られた。家事サービス及び地方の農業、採鉱業、漁業においては、強制的な児童就労も見られた。

労働省の「最悪の形態とされる児童労働についての調査報告書」
www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/を参照。

d. 雇用または職業に関する差別

法律により、性別、人種、民族、宗教及び政治的信条に基づいて雇用差別を行うことは禁止されている。法律は、人々は「障害、教育及び能力によって人間的にふさわしい雇用」を得る権利があるとしている。ほとんどのケースで政府はこれらの保護措置を効果的に実施していなかった。性的指向や性的自己同一性、HIV陽性者、またその他の感染症に基づいた差別を禁止する法律はない。

8月、労働省、女性支援保護局、内務省、及び国家開発計画委員会は、男女不平等を減らすための協力関係を強化するという覚書に調印した。これには、州及び市レベルに雇用機会均等（EEO）特別対策本部を設置することも含まれていた。国家EEO特別対策本部については、2006年から主に活動を停止中だったが、2013年に労働省の法令で再確認された。

女性と障害者は、しばしば低い地位の仕事しか提供されないなど、一般的に雇用において差別を受けた。今年、NGOとメディアが、女性警察官の採用における「処女であるかのテスト」の実施について伝えたが、これがどれほど広範囲に実施されているかは不確かだった。出稼ぎ労働者は警察による恐喝や社会的差別にさらされることが多かった。HIV陽性であるために何の刑罰も受けずに解雇される人々についての複数の報告があった（第6部を参照）。

e. 許容される労働条件

最低賃金は、州知事が最低賃金の最低限度額を設定し、各都市の長にはそれより高い相場を設定する権限があるため、国中でさまざまに異なっている。毎年、現場では地元の賃金審議会の提言に基づき最低賃金の調整が行われる。この審議会は政府の代表、雇用者協会及び労働組合の代表で構成される。最低賃金の設定の決め手となる要因は、政府による「人並みの生活にかかる費用」の推定で、これは60品目の集合の費用によって決められる。今年、最低賃金が最も低かったのは中部ジャワ州の月91万ルピア（79ドル60セント）で、最も高かったのは、ジャカルタ市の月240万ルピア（210ドル）だった。政府の規則により、中小企業や織物産業のような労働集約型の産業など特定の部門の雇用者に対しては、最低賃金の条件を免除することが認められている。

法律により、1週間の労働時間は40時間、4時間おきに30分の休憩時間を取ることが規定されている。また法律により、少なくとも週に1度は休日が必要とされている。企業は週に5日半あるいは6日の労働を求めることが多かった。法律により、過度な超過勤務や超過勤務の強制を禁止している。日中の超過勤務の相場は、最初の1時間は通常の時給の1.5倍、それ以降は2倍となり、最長で1日3時間、週に14時間を超えてはならない。また法律により、雇用者には労働者を国々の保険会社に登録し保険料を支払うことが求められている。

さらに雇用主に安全で健康的な職場を提供し、労働者を尊厳を持って扱うことを求めている。法律は、労働者が雇用を失わずに健康や安全が損なわれるような状況から立ち去ることができるとしている。

最低賃金及び労働時間に関する規則、さらに健康基準及び安全基準の実施は、労働省の地元職員が責任を負っている。これらの法律違反に対する刑罰には刑事制裁、罰金、最長4年の実刑（最低賃金法の違反の場合）が含まれており、全般的に、違反は十分に抑止されていた。特に小企業において、政府の実施はなおも不適切で、労働基準の監督は引き続き不十分だった。小企業と非公式経済部門における健康基準及び安全基準の実施は、不十分かなきに等しい傾向にあった。約2,400名の調査官がいた。非公式経済部門においては、最低賃金はまったく実施されていなかった。

最低賃金の規則など、労働規則は公式部門の労働者のおよそ30パーセントにしか適用されていなかった。非公式経済部門の労働者には同様の保護や恩恵が提供されていなかった。

法律及び政府の規制により労働者にはさまざまな給付金が提供されていたが、政府職員を除き、およそ10パーセントの労働者しか社会保障給付金を受け取っていなかった。しかし、今年、政府は社会保障制度を改正した2011年の法律の実施を始めた。この法律により、単一の国家機関（BPJS Kesehatan）が設立され、国民全体の健康保険を管理するようになり、別の機関（BPJS Ketenagakerjaan）が労災保険、生命保険、老齢給付及び年金を管理するようになった。BPJS Kesehatanは年始に導入が始まったが、不十分な資金、少ない加入者、さらに医療従事者不足といった数多くの問題に直面した。BPJS Ketenagakerjaanは2015年に施行される。公式部門の企業で働く人は医療補助、食事の特典や交通費を受け取れることが多かったが、これらが非公式経済部門の労働者に提供されることはめったになかった。

国の労働者の安全性についての記録は乏しかった。社会保障庁の報告によると、1月から4月の間で8,900件の職場での事故があった。さらに労働省の報告によれば、職場で1日におよそ9件の死亡事故があった。建設業は経済全体のおよそ4パーセントだが、職場での事故の40パーセントを建設業が占めていた。